

平成23年 産炭地域振興・エネルギー問題調査特別委員会 開催状況報告

(平成23年10月26日)
質問者 公明党 吉井 透 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 北電の対応などについて</p> <p>(一) 問題の経緯などについて 報告書では、「ご意見を伺う会」をはじめ、国や道などが開催したシンポジウムにおいて、調査された全での機会において、不適切行為と組織的な関与が指摘されています。プルサーマル計画を推進することに邁進するあまり、常識とかけ離れた対応をとったと言わざるを得ません。 まず、道として、北電が行ったこれらの行動・問題の経緯などについて、どのように認識されているのかお伺いします。</p> <p>(二) 処分について 大変遺憾というご返答をいただきましたが、次に処分についてありますけれども、北電は、第三者委員会の調査報告を受けて、会社社長、副社長2人に減給30%3ヶ月、コンプライアンス担当と電源立地部担当の常務2人に、減給20%3ヶ月など、関係者の処分を発表しておりますが、先の質問でもありましたが、例えば九州電力、「やらせメール」問題をめぐる処分で、会長、社長が、報酬全額返上3カ月ということを決めております。北電のこの処分について、道は、どのように受け止められているのか、所見を伺います。</p> <p>(三) 再発防止策について 再発防止策についてであります。北電は、この再発防止策について、判断などを仰ぐルールを明確化など、ガバナンスの強化、行政やシンポジウムへの関わり方への基準策定など、コンプライアンス強化を公表しております。 これらの再発防止策について、道は、どのように受け止められているのか、所見を伺います。</p>	<p>(危機管理監) 第三者委員会の調査報告書についてでございますが、平成20年のプルサーマル計画に関する道主催のご意見を伺う会やシンポジウムなど、一連の過程において、北電が参加要請や推進意見の提出要請など不適切な行為を行ったこと、そして、そのことが組織的に行われたという報告内容であり、これらのことは、大変遺憾であると考えているところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 関係者の処分についてでございますが、北電においては、今回の第三者委員会の報告を受け、不適切な行為があったことを認めた上で、関係者の処分については、北電の判断で行ったものと承知してございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) 再発防止策についてであります。10月17日に行われた北電の社長会見におきまして、組織の見直しや、コンプライアンスに係る社内教育の実施などに取り組むことが示されたところであります。今後、更に、ガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底に向けて検討を進めていくとしているところであります。 いずれにいたしましても、北電が道民に電力を供給するという重い責務を担っていることを再認識し、法令の遵守はもとより、企業活動の透明性の確保の観点から、再発防止策に、徹底して取り組むとともに、道民に対する説明責任をしっかりと果たし、信頼の回復に努めるべきものと考えているところでございます。</p>
<p>二 第三者委員会の調査報告などについて</p> <p>(一) 道の関与に関する指摘について 信頼回復に努めるべきという道のお話ですが、北電の三者委員会の調査について、道の対応について少しお聞きをいたしますが、まず、北電の三者委員会の報告書では、「北海道から、地元から反対派の主張を打ち消す意見が欲しいという趣旨の発言があったことは否定しがたい」などとされており、道として、どのように受け止めているのかお伺いします。</p> <p>(二) 道への照会について 道としては三者検証委での評価に委ねたいというご返答でしたが、北電の第三者委員会は、この事実を裏付ける過程で、9月下旬に道に対して照会を行ったこととありますが、何故、この第三者委員会の調査結果公表までの間、この件を明らかにしてこなかった</p>	<p>(総務部長) 北電の第三者委員会の調査報告書に関してでございますが、この報告書で指摘されております、北電と道との打合せの際の道側の発言につきましては、北電の第三者委員会から照会がございましたので道として、当時の担当職員から事情聴取し、その結果、反対派の意見を打ち消す意見を北電に対し要請した認識はないということでしたので、その旨を北電の第三者委員会に回答したところでございまして、北電の第三者委員会の調査報告書と道との間で認識に差があることにつきまして、大変残念に思っているところでございます。 道といたしましては、こうした経緯を踏まえまして、道の第三者検証委員会を設置し、客観的かつ公正、公平な立場から必要な調査を行うこととしたところでございまして、今後の事実関係の把握と評価につきましては、この委員会における調査に委ねたいと考えてございます。</p> <p>(総務部長) 北電の第三者委員会からの照会についてでございますが、この照会につきましては、北電の第三者委員会から調査段階のものであり、公表を差し控えるよう要請があったこと、また、道といたしましては北電が作成した文書の信憑性が不明であり、北電の第三者委員</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>のか伺います。</p> <p>(三) 北電との打合せ出席者について 打合せ等の出席者についてお聞きしますが、北電の第三者委員会からの指摘によって、この件が明らかになったところでありませけれども、そもそも、報告書で指摘された北電との打合せには、道から、誰が何人出席されていたのかお伺いします。</p> <p>(四) 打合せの経緯などについて 当時、道の担当者と北電の担当者の間では、打合せがどの程度行われていたのか。 会議の目的や開催回数、議題など、その開催状況について、具体的にお答えを頂きたいと思います。</p> <p>(五) 原子力安全対策課長の発言などについて 当時の原子力安全対策課長であった、村井総合振興局長は、「推進よりも慎重意見が多かったなどという感想は話した。」などとの事実を認めたものの、あくまでも、これらの話の内容は、北電の担当者との雑談程度のものだと述べられております。 この雑談の内容が記されたものなどが、北電内部の文書として、第三者委員会に採用されたという訳であります。道として、こうした事実をどのように受け止められているのか、所見を伺います。 また、道の会議記録などとして、この雑談の内容を示す文書が残されているのか、併せて伺います。</p> <p>(六) 道の事実確認について 道の事実確認についてお伺いしますが、知事は、今回の件に関して、「既に、当時の職員に不適切な対応があったか確認し、いずれも無かったとの回答を得ている。」などと述べられました。 道は、この間、具体的に誰に対して、どのような事実確認を行ってきたのか、詳細にお答えを頂きたいと思います。 また、北電の第三者委員会の指摘を踏まえて、道としては、本当に不適切な対応がなかったと考えるのか、併せて所見をお伺いします。</p> <p>(七) 知事の見解について これまでの質問と重なりますが、道などが行った意見募集に関しては、そもそも「プルサーマル計画に対する賛否を問うものではなく、道民の疑問や不安に答えるために実施したもので、報告書で指摘されたような発言をする意味がない。」などと述べられております。</p>	<p>会での信憑性などについて調査の上、報告内容を取りまとめる性格のものでありますことから、北電の第三者委員会の調査結果が出るまで、公表を差し控えていたところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 道側の出席者についてでございますが、北電との打合せには、原子力安全対策課の当時の課長、主幹、主任の3名が出席をしたところでございます。</p> <p>(環境安全担当課長) 北電との打合せについてでございますが、当時の北電との打合せ記録は残ってございませんが、泊3号機のプルサーマル計画の安全性に関する検討のため有識者検討会議を設置し、検討を進めていたことから、その会議に提出する資料の内容や会議の進め方などについて、北電とは、会議開催の前後において、随時、打合せを行っていたところでございます。</p> <p>(調査担当局長) 当時の原子力安全対策課長の発言などについてでございますが、北電第三者委員会の調査報告書で指摘された北電と道の打合せ時の道側の発言につきましては、道として、当時の担当職員に確認をし、北電第三者委員会に対して、北電の文書の信憑性を厳正に調査するよう要請をしてきたところでございます。 なお、当時の北電との打合せに関する道の記録、メモにつきましては、この打合せが、次の有識者検討会議にどのような資料を作成するかということを中心として打合せを行っていたものでございまして、会議録の作成を要するような打合せではなかったため、当時の担当職員によれば、打合せ内容を示す記録、メモ等は作成していなかったということでございます。 なお、こうした記録等の存在につきましては、この度設置した道の第三者検証委員会におきまして、再度確認することとしております。</p> <p>(総務部長) 事実確認などについてでございますが、この度の件につきましては、北電第三者委員会の委員長から9月21日に総務部長であります私あてに、北電の文書の中に道側の発言として「地元から反対派の主張を打ち消す意見も欲しい。」などという記述があるので、道側がそうした発言をしたかどうか調査して欲しいという照会がございました。 このため、この打合せに出席していた当時の原子力安全対策課長などの職員に私から事実確認を行ったところでございますが、当時の課長等は、「反対派の意見を打ち消す意見を北電に要請した認識は全くない。」と主張しておりましたので、道といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、北電の第三者委員会に対して、北電の文書の信憑性を厳正に調査するよう要請したところでございます。 いずれにいたしましても、本事案に関する調査につきましては、この度設置いたしました道の第三者検証委員会にて改めて調査することとしておりまして、この委員会において事実関係の把握や評価を行っていくこととしております。</p> <p>(原子力安全対策担当局長) プルサーマル計画の検討経過についてでございますが、道では、プルサーマル計画の検討に当たっては、その安全性について、有識者検討会議を設置し、検討を進め、その検討過程において、道民からの意見募集を2回行っており、1回目は、安全性に関する不安や疑問などを有識者検討会議の論点に反映させるために</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>その後のプルサーマル計画を進めた経緯から、意見募集の位置づけがどうであったか。また、知事が言うように、指摘を受けた発言をする意味はないのか、道民の間には疑念が生じているのではないかと思います。これらの点について、改めて、道の所見をお伺いします。</p>	<p>実施し、2回目は、有識者検討会議の中間報告に対する意見募集であり、最終とりまとめの検討に反映するために実施したものであります。 この度の北電の第三者委員会調査報告書を受け、道としましては、プルサーマル計画の申し入れから事前了解までの一連の経過について精査して参る考えでございます。</p>
<p>(八) 道の調査機関設置について 北電の第三者委員会の報告書の中で、意見募集に際して道の関与が疑われる事態に至ったことに対して、知事は、外部有識者による第三者検証委員会を設置し、道の関与に係る調査を実施すると表明をされました。この調査に当たっては、透明性や中立性の確保が、何よりも重要であると考えます。今後、具体的に、どのような調査を行うのか、お伺いをいたします。</p>	<p>(行政改革局参事) 道の第三者検証委員会が行う調査についてでございますが、具体的な調査の内容につきましては、第三者検証委員会主導のもと、関係の職員へのヒアリングや関連文書などの調査などのほか北電の協力を得て、北電側の文書につきましても確認を行うこととしたところでございます。</p>
<p>(九) 客観性の確保について 道は、事実関係の調査のために、総務部行政改革局に、調査担当局長を置くなど、体制を整備されるということですが、 そこで、実際に、関係する道職員へのヒアリングなどを行う場合の客観性の確保については、どのようにお考えになっているのか、所見をお伺いします。</p>	<p>(調査担当局長) 調査体制についてでございますが、この度の調査につきましては、道の第三者検証委員会のもと、委員会に推薦していただいた弁護士である3名の調査員の方々が書類やメール等の電子媒体の確認調査を行うこととしておりまして、道の調査担当組織は調査が円滑に進むよう補助的な役割を担うこととしてございます。 また、関係者へのヒアリングにつきましては、道の第三者検証委員会の委員ご自身が直接行うこととしておりまして、十分、客観性や公平性が確保されるものと考えております。</p>
<p>(十) 第三者委員会への調査報告について 道は、北電の第三者委員会に対して、情報公開条例に基づき、文書を開示したと承知しておりますが、個人情報保護を理由に、その大半を黒塗りで提出されたと聞いております。 これでは、第三者委員会の求めに応えたことにならないと考えますが、見解をお伺いします。</p>	<p>(環境安全担当課長) 道が所有する情報の提供についてでございますが、道主催のシンポジウムの参加者名簿や意見募集に当たって意見を提出された方の氏名などにつきましては、道の情報公開条例に基づき、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものとして、非開示の取扱いとしたところでございます。</p>
<p>(十一) プルサーマル計画に関する一連の経過について 道の情報公開条例では、公開できない「黒塗り」事項であることから、北電の第三者委員会が求めた文書にある個人名などを非開示としていますが、こういう状況では、北電の第三者委員会の調査は、必ずしも十分とはいえないものと考えます。 道では、プルサーマル計画に関し、事前協議の申し入れから、事前了解するまでの一連の経過について、精査するとのことですが、文書の原本を保管している道において、事実関係の調査を厳格に行うべきであると考えます。具体的にどのように取り組まれていく考えなのか、所見をお伺いします。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長) 道が行います一連の経過の精査についてでございますが、道では、北電の第三者委員会調査報告書で、不適切とされた事項について整理し、道の保有する関連文書等と突き合わせて事実確認を行い、有識者検討会議の提言への影響について確認するとともに、事前了解への影響について、精査してまいる考えでございます。 また、この過程において、必要に応じ、北電に対し、関連資料の提出を求めてまいる考えでございます。</p>
<p>三 プルサーマル計画の判断について 道は、当時、期限の迫っていた国からの交付金を受けるために、プルサーマル計画を早く認めたなどという報道があります。この点について、道の認識をお伺いします。</p>	<p>(危機管理監) プルサーマル計画の判断についてでございますが、道では、プルサーマル計画の検討に当たっては、その安全性について、有識者検討会議を設置し、科学的かつ専門的見地から検討を進め、その検討過程において、ご意見を伺う会やシンポジウムを開催するとともに、意見募集の機会を設け、多くの道民の皆様の理解が深まるよう幅広くご意見を伺い、不安や疑問などに対し、丁寧にお答えしながら、議論を進めてきたところでございます。 道といたしましては、最終的に、有識者検討会議からの提言や、道議会での議論、地元の意向を総合的に勘案し、判断したところでございます。</p>